

株 主 各 位

東京都中央区新川二丁目12番16号
岡藤ホールディングス株式会社
取締役社長 小 崎 隆 司

第10回 定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第10回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第10期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
本件は、上記事業報告、連結計算書類および計算書類の内容を報告いたしました。
 2. 会計監査人および監査役会の第10期連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記会計監査人および監査役会の監査結果を報告いたしました。

決 議 事 項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金につきましては、1株につき金5円と決定いたしました。
- 第2号議案** 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
変更内容は、後記3頁をご参照ください。
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に古田省三、小崎隆司、大口博信、鈴木均および杉本卓士の5氏が再選され、就任いたしました。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査等委員である取締役に林田清、宮澤正則、野田扇三郎および清水泰和の4氏が選任され、就任いたしました。

なお、宮澤正則、野田扇三郎および清水泰和の3氏は社外取締役であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第6号議案 株式報酬型ストック・オプションの内容決定の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり承認可決され、退任監査役林田清、宮澤正則および岡本忍の3氏に対し、当社所定の基準に従い相当の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額および贈呈の時期・方法等は、監査等委員である取締役の協議に一任することに決定いたしました。

以 上

定款新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

変 更 前	変 更 後
<p>第4条(機 関) 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u> および会計監査人を置く。</p> <p>第5条～第6条(省 略)</p> <p>第7条(自己株式の取得) 当社は、取締役会の決議によって、市 場取引等により自己株式を取得すること ができる。</p> <p>第8条～第17条(省 略)</p> <p>第18条(決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に 別段の定めがある場合のほか、出席した議 決権を行使することができる株主の議決権 の過半数をもってこれを行う。 (新 設)</p> <p>② 会社法第309条第2項の定めによる決議 は、議決権を行使することができる株主の 議決権の3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の3分の2以上をもってこ れを行う。</p> <p>第19条 (省 略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条(員 数) 当社の取締役は、20名以内とする。 (新 設)</p> <p>第21条(選 任) 取締役の選任は、株主総会においてこれ を行う。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使す ることができる株主の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議決権の過半 数をもってこれを行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらな い。</p> <p>第22条(任 期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第4条(機 関) 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>およ び会計監査人を置く。</p> <p>第5条～第6条(現行どおり) (削 除)</p> <p>第7条～第16条(現行どおり)</p> <p>第17条(決議の方法) (現行どおり)</p> <p>② <u>会社法第206条の2第5項および第244条 の2第6項に定める決議は、議決権を行使 することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条(員 数) 当社の取締役は、20名以内とする。</p> <p>② <u>前項の取締役のうち5名以内を監査等委 員である取締役とする。</u></p> <p>第20条(選 任) <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取 締役の選任は、株主総会において区別して これを行う。</u></p> <p>② <u>取締役(監査等委員である取締役を含 む。)</u>の選任決議は、議決権を行使す ることができる株主の議決権の3分の1以上を有 する株主が出席し、その議決権の過半数を もってこれを行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらな い。</p> <p>第21条(任 期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会の終結の時までとする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(新 設)</p> <p>② 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第23条 (省 略)</p> <p>第24条 (招 集)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役<u>および各監査役</u>に対して発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第25条～第27条 (省 略)</p> <p>第28条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により、これを定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>第29条 (取締役の責任免除)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	<p>② <u>前項にかかわらず監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>第23条 (招 集)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第24条 (業務執行の委任)</p> <p><u>取締役会は、その決議によって会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く重要な業務執行の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条～第27条 (現行どおり)</p> <p>第28条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により、これを定める。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第29条 (取締役の責任免除)</p> <p>(現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>② 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>② 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第30条（監査等委員会）</p>
<p>(新 設)</p>	<p>監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。 ② 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第31条（招 集）</p>
<p>(新 設)</p>	<p>監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。 ② 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第32条（監査等委員会規程） 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第30条（員 数）</p>	<p>(削 除)</p>
<p>当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第31条（選 任）</p>	<p>(削 除)</p>
<p>監査役の選任は、株主総会においてこれを行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第32条（補欠の監査役）</p>	<p>(削 除)</p>
<p>法令に定める監査役の員数を欠くこととなるときに備えて、株主総会において補欠の監査役を選任することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>② 補欠の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>③ 補欠の監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第33条 (任 期) <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>補欠として選任された監査役の任期および補欠の監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p>第34条 (常勤監査役) <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p>第35条 (招 集) <u>監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。</u> ② <u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p>第36条 (監査役会規程) <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p>第37条 (報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により、これを定める。</u></p>	(削 除)
<p>第38条 (監査役の責任免除) <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> ② <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	(削 除)
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>第39条 (省 略)</p>	<p>第33条 (現行どおり)</p>
<p>第40条 (剰余金の配当等) <u>当社は株主総会の決議によって毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。</u></p>	(削 除)

変 更 前	変 更 後
<p><u>第41条（中間配当）</u> <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</u></p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>	<p>（削 除）</p> <p><u>第34条（剰余金の配当等の決定機関）</u> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第35条（剰余金の配当の基準日）</u> <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> ② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> ③ <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p><u>第42条（期末配当金等の除斥期間）</u> <u>期末配当金および中間配当金が、その支払の開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払義務を免れる。</u></p> <p>② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p>（新 設）</p>	<p><u>第36条（配当金の除斥期間）</u> <u>配当財産が金銭である場合は、その支払の開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払義務を免れる。</u></p> <p>② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置）</u> <u>平成27年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の責任の免除および監査役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第38条の定めるところによる。</u></p>

取締役の状況について

平成27年6月26日現在における当社の取締役は、下記のとおりであります。

記

代表取締役会長	古 田 省 三
代表取締役社長	小 崎 隆 司
取 締 役	大 口 博 信
取 締 役	鈴 木 均
取 締 役	杉 本 卓 士
取 締 役 員 委 員	林 田 清
取 締 役 員 委 員	清 水 泰 和
取 締 役 員 委 員	宮 澤 正 則
取 締 役 員 委 員	野 田 扇三郎

以 上